

第 5709 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月12日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ↳ 契約者貸付金のある生命保険金

**Q** : 父が亡くなりましたが、契約者貸付がある生命保険契約がありました。これは、相続では、どのように取り扱われますか？

**A** : 次のように取り扱われます。

### 【解説】

生命保険金が支払われる場合において、その保険契約の契約者に対する貸付金もしくは保険料の振替貸付に係る貸付金又は未払込保険料の額(契約者貸付金等の額)があるため、その保険金の額からその契約者貸付金等の額が控除される時の生命保険金の適用については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次のように取り扱われます。

#### ①被相続人が保険契約者である場合

保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその控除に係る契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとする。

#### ②被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する部分については、保険契約者がその相当する部分の保険金を取得したものとする。

